

介護保険制度をご存知ですか？

・介護保険制度とは

日常生活において支援が必要になった場合、1割～3割の負担で介護保険サービスを利用することができます。

具体的には、在宅と施設でサービスが利用できます。

例 在宅：デイサービス、ヘルパー、福祉用具のレンタル、住宅改修など。

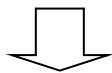
施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設など。

・対象年齢

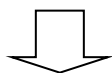
65歳以上の方は介護保険を申請できます。また、40歳以上で65歳未満の方も特定疾病に該当すれば、申請は可能です。

・申請の流れ

お住まいの市町村の各窓口にて申請します（申請時の持参物：介護保険被保険者証、印鑑）



実際に市町村職員がご本人様の様子を見に来られます。その際、ご家族様に同席していただきます。



病院が主治医の意見書を市町村へ提出し、訪問調査の内容と合わせて介護度が審査されます。介護度は要支援1～2、要介護1～5の7段階あり、介護度によって利用できるサービスが異なります。結果が出るまでに約1ヶ月かかるので、お早めにご申請ください。

・介護サービスの利用

①要支援の場合：地域包括支援センターのケアマネージャーへご相談になります。

※自治体によって相談先が変わります。

②要介護の場合：居宅介護支援事業所のケアマネージャーへご相談になります。

※事業所の一覧は市町村から配布され、その中から選択します。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

小林病院 地域医療連携室（訪問リハビリテーション室内）

TEL：0465-22-3161（代表）

FAX：0465-21-3372（直通）

